

自然再生基本方針見直しに関する主な論点
(法施行後5年の経過を受けた検討結果より抽出)

- 1 自然再生の推進に関する基本的方向（自然再生の方向性等）
 - ①地域特性を重視すること
 - ②残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を一つ一つ取り除くこと
 - ③流域的視点に基づく取組の重要性
 - ④地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすること
 - ⑤持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定すること
 - ⑥「科学的知見」を分かりやすい内容とすること
 - ⑦社会科学的要因を踏まえた自然環境の劣化要因の検討
 - ⑧人工エネルギー利用の可否
 - ⑨自然環境学習における学校教育への支援
 - ⑩二次的自然の維持管理は保全・再生に含まれること
 - ⑪自然再生における資源の循環利用のあり方
 - ⑫自然再生は地域社会の活性化につながるものとする

- 2 自然再生協議会に関する基本的事項
 - ⑬呼びかけ人としてNPOでも発意可能なことの明確化
 - ⑭協議会組織時の届け出

- 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
 - ⑮全体構想作成時の送付
 - ⑯役割分担の明確化
 - ⑰再生対象区域と周辺区域との協働
 - ⑱実施計画には順応的に事業を見直していくことができるような配慮が必要なこと

- 4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

- 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
 - ⑲自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められること
 - ⑳全国的、広域的視点に基づく自然再生の推進